市

いて!

得る」と回答したことを指摘

非を問う住民投票条例を求め

る署名活動を推進しようと

局が報告しました。

共同代表の岡崎由美子弁護

数3350筆を超えたと事務 始。中間集計として法定署名 根原発?みんなで決める松江

を開催しました。

署名活動は11月26日から開

「署名推進ダッシュ!」集会

12月14日 (火) どうする島

『住民投票署名推進ダ

ッシュ集会』

会は、島根原発再稼働の是

発の是非をまかせるわけには 明をしてこなかった議員に原

いかない。住民投票の運動が

候補者はわずか4名。

発について態度表明している ているが、選挙の公報では原 た市長や議員が判断するとし に触れ「市長は選挙で選ばれ 稼働を判断とされている情勢 士は松江市議会が21日にも再

発言する共同代表の岡崎由美子弁護士

原

深移働 の前提とする 成 り立たな

共産党市議団を代表し、 原発問題、新型コロナウイル 存についての5つのテーマで 田和山遺跡大型竪穴建物の保ス感染症対策、米価下落問題、 条を守ることを政府に求める) 定例市議会での代表質問を行 田中はじめ市議は12月6日、 市長の政治姿勢(憲法9 , 11 月



田中はじめ 市議会議員

判断した。想定外の事象が起 制庁の担当者が「起こる確率 からある装置が壊れる異常事 これば両方壊れることもあり の高い事象について大丈夫と 何か」との質問に対して、規 ではないか。壊れない根拠は 態では、追加装置も壊れるの 装置を新たに追加したが、元 新規制基準では熱を取り去る 去ることに失敗して起こった。 子力規制庁に対して行った 議会全員協議会において、 「福島事故は原発の熱を取り 田中市議は原発問題につい 10月5日に開催された市

これまで述べてきた、原発再 立たないのではないか」と質 稼働是非の判断の前提とする 故は起こるのであり、 しました。 『安心・安全』の前提は成り

提でバックフィット制度をつ る」と答えました。 針があるべき姿と認識してい ていく原子力規制委員会の方 さくする努力を続けることと くり、リスクをできる限り小 クはゼロにならないという前 している。常に安全性を高め 「どんな対策を講じてもリス

「想定外の事象により事 市長が

これに対し、上定市長は、

たちばなふみ市議は11月議

庁と中国電力から説明を受け 覚した中電に対し審査を中断 た際「6月に再度不祥事が発 市議会全員協議会にて国の省 たちばな市議は、10月5日



審査について報告します。 ました。その1つ目、適合性 について3つの論点で質問し 会一般質問で原発再稼働問題

たちばなふみ 市議会議員

判断できない」と指摘しまし

査が終わってからでなければ

た。その後島根県知事も「11

なぜか」と国に質問したとの 再稼働の理解要請をしたのは の認可が終わっていないのに 月9日に工事計画や保安規定

報道がありました。

是非を議会が示すことは民主 を聞いてほしいという気持ち は自分の生き方そのもの。押エネルギーの内どれを使うか では1時間で66筆集まった」 秋重幸邦共同代表は「多様な 主義に対する暴挙だ」と指摘。 するもの」と訴えました。 し付けられて決まるのではな 「とても受けとめがよい。声 参加者からは「スーパー前 ひとり一人が議論し熟慮



舟木けんじ 市議会議員

制限続きの学校生活などから 127人となり、コロナ禍で 童生徒数が過去最多の19万6 不登校調査」で、不登校の児 れました。一つは「問題行動・ に関する二つの調査が公表さ した。文科省から10月不登校 続き不登校支援をとりあげま 会一般質問でも、9月機会に 舟木けんじ市議は、11月議

答を寄せたものです。

規定を審査する。 規制庁の答弁は「今後、保安 か」「保安規定変更認可の審 くるのはおかしいのではない 今の時点で事前了解を求めて なる」「管理面、 制庁の認識」を質しました。 かり確認していく」でした。 せず継続したことについて規 たちばな市議は「それでは 際の論点と 体制をしっ 様の扱いとしていると回答し 市長は「県に対し国は他と同 問に思われなかったのか」 た」とし「たしかに疑問は生 市長の見解を質しました。 長として知事と同じように疑 答弁しました。 様の受けとめをしている」と じうるが、市としても県と同 たちばな市議は「松江市の

社の資質を問う審査が未了のれるところ。運転する電力会 けに言いなりの市の姿勢が浮 段階で再稼働の判断はできな が事故原因として一番危惧さ き彫りとなりました。 いとすべきです。国の押し付 原発事故はヒューマンエラー

査」で、当事者と保護者が回は「不登校児童生徒の実態調ちが増えています。もう一つ どもの権利を尊重し、公的支 校の要因」についてこの二つ 学校を通じた聞き取り調査に 援を拡充することが必要です。 く生きる権利など不登校の子 学ぶ大切さを示唆しています。 がわかります。当事者の声に 校側の認識にズレがあること の調査を比べると当事者と学 不安や悩みを抱える子どもた 安心して休む権利、自分らし 学校強制でない教育への権利、 「不登

よる丁寧な聞き取り調査や面 校児童生徒に対しては学校に 聞き取る調査を検討する考え について質しました。 談を継続的に実施し、どういっ 成相和広副教委長は「不登

場合には、アンケートやタブ ある」「面会や話ができない 任と会うのが難しいケースも 的に把握すべく取り組んでい た支援を求めているのか具体 きめ細やかな支援を行ってい 徒、保護者のニーズに応じた 検討するなど、不登校児童生 る」「しかしながら、学級担 レット端末による実態把握も